

（仮称）豊田市共働によるまちづくりの推進に向けた市民活動促進指針（案）

令和6年10月
市民活動促進委員会

1 ねらい・目的

今後、ますます変化が激しい予測困難な社会情勢が考えられる中で、市民・企業・行政等それぞれが有する知見や資源等を生かした共働のまちづくりの更なる推進が求められる。

平成21年度から市民活動促進計画を策定して施策を進めてきたが振り返り、計画策定の趣旨に一貫して、「共働によるまちづくり」を基本原則として位置づけ、今後も本市のまちづくりを支える礎となるものである。

	第1期	第2期	第3期	第4期
方針	情報発信、研修機会、拠点充実、共働事業、社会資源			
評価	継続的な施策必要		期間中	

以上を踏まえて、行政、市民等の多様な実施主体による市民活動促進における羅針盤を示すことにより、共働によるまちづくりの推進に寄与することを目指す。

2 目指す姿（案）

多様な主体が創り上げるまちづくり
～「気づきや発見」から「交流」につながり「連携・共働」へ～

今後のまちづくりにおいて市民活動が果たす役割は必要不可欠である前提に立ち、従来の個々のつながりだけでなく、それぞれの主体や強みを生かした連携・共働へ進むステップに関する施策を展開する。

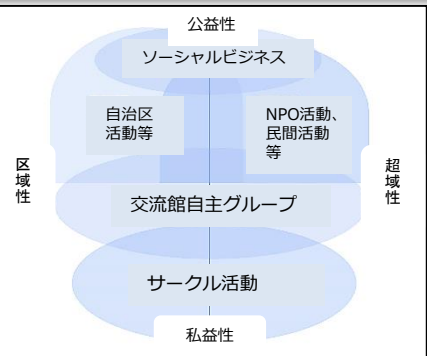
3 位置付け

2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2036		
R4	R5		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19		
第8次総合計画			第9次総合計画										第10次総合計画				
				ミライ実現プロジェクト2030					ミライ実現プロジェクト2035								
第4次市民活動促進計画			共働によるまちづくりの推進における指針														
共働によるまちづくりは当市における普遍的な概念のため、今回の策定においては終期を規定せず、時勢に応じて、必要に応じて改訂を行う。																	

4 策定スケジュール

	R6				R7				
	～6月	～9月	～12月	～3月	～6月	～9月	～12月	～3月	
検討手順	指針の目指す姿を決定			事業計画、実行、評価、改善のデモを実施					公表
策定体制	市民活動促進委員会（3～4回）								

5 用語定義・概念図

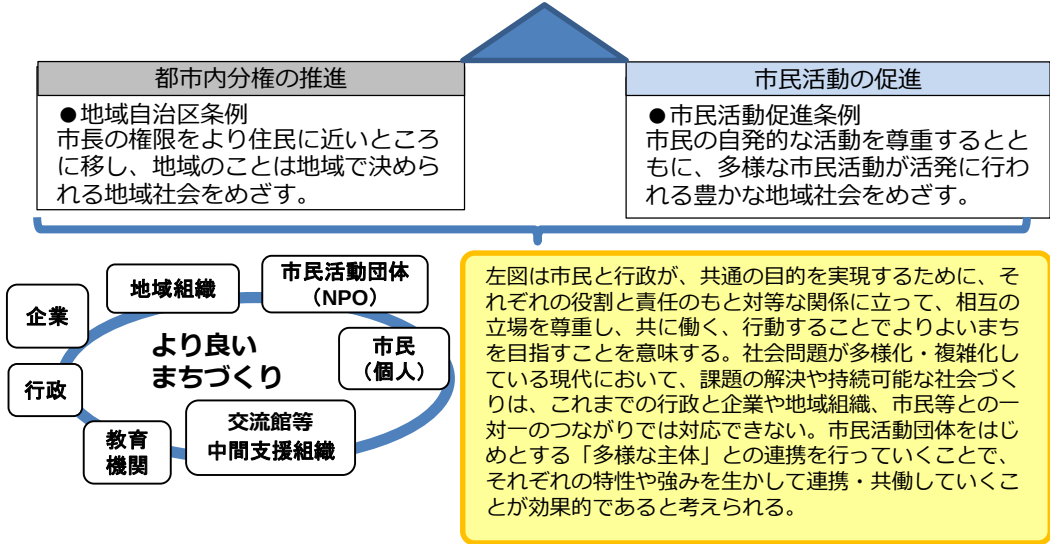


- 市民
市内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び市内において事業若しくは活動を行う個人又は法人その他団体
- 市民活動
営利を目的とせず、市民が自主的に行う公益的な活動
- 市民活動団体
市民活動を行うことを主たる目的とする団体。例えば、自治区、コミュニティ会議などの地域で活動する団体、ボランティア団体、NPO法人などの特定分野やテーマについて活動する団体

本市における市民活動の概念図は現行計画において、包含的な捉え方を行うことで、更なる市民活動促進を目指すものとした。今回策定する指針においては、左記の概念を継承し、行政を始め、多様な主体との連携を通して市民活動の更なる発展を実現するものとする。

7 推進体制

【共働の基本理念】豊田市まちづくり基本条例 前文
子どもから高齢者までの誰もがまちづくりの担い手となって、共働によるまちづくりを推進し、自立した地域社会を目指すこと



左図は市民と行政が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任のもと対等な関係に立って、相互の立場を尊重し、共に働く、行動することでよりよいまちを目指すことを意味する。社会問題が多様化・複雑化している現代において、課題の解決や持続可能な社会づくりは、これまでの行政と企業や地域組織、市民等との一対一のつながりでは対応できない。市民活動団体をはじめとする「多様な主体」との連携を行っていくことで、それぞれの特性や強みを生かして連携・共働していくことが効果的であると考えられる。

8 事業展開における市民活動促進委員会の役割

事業実施においては、以下の（１）から（４）の流れで進める。市民活動促進委員会に担っていただく役割について下線で示す。

（１）現状・課題

- ・行政…共働に関する意識や状況は高いものの、実際の取組には結びつかない状況も見られる。
- ・団体…人員不足等のヒトに関する課題が最も多い。行政だけでなく、多様な主体との共働を望む。
- ・企業…社会貢献活動推進体制未整備の意見が多数。多様な主体との繋がる機会の創出を望む。
- ・教育機関…社会貢献活動推進体制未整備の意見が多数。繋がる機会やコーディネーターを望む。

（２）実施事業

現状・課題を踏まえた計画、実行、評価及び改善を実施する。市民活動促進委員会は全てのフェーズにおいて状況に応じた関わりを持って頂くことを想定

（３）成果

行政が示した数値実績に対して市民促進委員会が質的な観点から意見を頂く

（４）実施体制

実施においては行政における都市内分権の推進及び市民活動の促進を所管する課が先導して、共働によるまちづくりの推進に向けた事業を展開する。市民活動促進委員会は毎年度の事業実施に際して、評価及び助言等を通して、共働によるまちづくりの更なる推進に尽力して頂く役割とする。

サイクルの目安

